

# 平成 29 年度 横浜市職員（社会人）採用試験受験案内

平成 29 年 5 月  
横浜市人事委員会

## ◆募集職種◆

事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、  
造園、環境、衛生監視員（獣医師免許所持者）

第一次試験日 平成 29 年 9 月 24 日（日）

【申込受付期間】

### ●インターネット●

7 月 12 日（水）午前 9 時 00 分～7 月 28 日（金）午前 10 時 00 分

## ◆注意事項◆

- ※ 7 月 28 日（金）午前 10 時 00 分までに横浜市電子申請サービスに到達したもので有効。
- ※ お使いのパソコンで申込手続きが可能か確認できます。6 月 28 日（水）午前 9 時 00 分～7 月 4 日（火）午前 10 時 00 分に横浜市電子申請サービスにアクセスし、横浜市職員（社会人）採用試験【動作確認】から確認してください。

◎横浜市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は、必ず受験するようお願いします。

# 1 試験区分、採用予定人員及び職務概要

配属にあたっては、これまで培ってきた知識、経験等を活かした職務をはじめ、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に配置されます。

採用予定人員については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。

試験区分	国籍	採用予定人員	職務概要
事務	国籍は問いません ※	35名程度	区役所や局などに配属され、一般行政事務に従事します。
社会福祉		10名程度	主に、区役所や社会福祉施設、児童相談所などで指導員や相談員として、指導、相談、調査などの業務に従事します。
土木		10名程度	主に、総合的な都市整備や、道路、河川、上下水道、港湾、地下鉄などの計画・建設において、土木関係の専門的技術の業務に従事します。
建築		数名	主に、総合的な都市整備や、公共施設（庁舎・学校・地下鉄など）の建設、開発・建築指導などの業務に従事します。
機械		数名	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの機械設備について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
電気		数名	主に、廃棄物処理施設や下水処理施設、港湾施設、市営住宅・庁舎、浄水場、地下鉄車両・駅施設などの電気設備（主に強電）について、設計・管理などの業務に従事します。深夜業を含む交替制勤務もあります。
造園		数名	主に、都市公園や緑地、街路樹に係る設計・工事監督・維持管理及び開発に伴う緑化協議などの業務に従事します。
環境		数名	主に、工場の規制指導、大気・水質等の理化学分析、上下水処理等の水質管理、生態系や環境保全のための調査研究、地球温暖化対策など環境施策に係る企画・立案などの業務に従事します。
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	日本国籍のみ	数名	主に、動物愛護センターにおける動物の保護管理などの業務や、食肉衛生検査所におけると畜検査などの業務に従事します。また、健康福祉局や区役所、市場などで、食品関係施設や環境衛生営業施設などに対する監視指導・検査や、動物の保護管理などの業務に従事します。

※ 詳細は9ページ参照。

## 【注意事項】

- (1) 機械・電気以外の職種も、交替制勤務などを要する職場に配属されることがあります。
- (2) 企業局を含む、横浜市の全組織に配属される可能性があります。
- (3) 複数の申込みはできません（複数の申込みをした場合、最初に到達したものの以外の申込みは無効です。）。

## 2 受験資格

- ◆ 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。この場合、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。

### (1) 各区分共通の受験資格

- ア **昭和33年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した人**
- イ 地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。
  - (ア) 成年被後見人、被保佐人(※)
  - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (ウ) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ウ 申込時点において、横浜市職員(任期の定めのない一般職職員が該当。)である人は受験できません。
- エ 勤務・活動経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出ができる人に限ります。  
勤務・活動経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

試験区分ごとの詳しい受験資格などは、3～5ページで確認してください。

### (2) 試験区分ごとの受験資格

#### ア 事務、土木、建築、機械、電気、造園、環境

- (1) 又は (2) に該当する人を対象とします。

**(1) 民間企業等における職務経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に5年以上有する人**

#### 【職務経験について】

- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、それぞれの企業・団体等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します(同時期に複数の企業・団体等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします。)

**(2) 青年海外協力隊等としての活動経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に2年以上有する人**

#### 【活動経験について】

- ・「青年海外協力隊等としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します(留学としての期間は除きます。)

#### イ 社会福祉

- (3) 又は (4) に該当する人を対象とします。

**(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、社会福祉施設等における相談援助に関する職務経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に5年以上有する人**

#### 【職務経験について】

- ・「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、社会福祉協議会などが該当します。
- ・「相談援助に関する職務経験」の具体的事例  
(該当する主な職務経験)  
上記施設でのケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務。

(該当しない職務経験)

上記施設での勤務であるが、直接要介護者またはその家族等への生活の助言・指導等相談援助業務に携わっていない場合(介護職員など)。

- ・「5年以上」とは、それぞれの社会福祉施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します(同時期に複数の社会福祉施設等に勤務していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを職務経験とします)。

(4) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けた後、青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までに2年以上有する人

**【活動経験について】**

- ・「青年海外協力隊等として海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の社会福祉施設等における相談援助に関する活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の社会福祉施設等における相談援助に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します(留学としての期間は除きます)。

**ウ 衛生監視員(獣医師免許所持者)**

- (5) 又は (6) に該当し、日本国籍を有する人を対象とします。

(5) 獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定による獣医師の免許を取得した後、民間企業、病院等における獣医師としての職務経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に5年以上有する人

**【職務経験について】**

- ・「民間企業、病院等における獣医師としての職務経験」には、会社員、公務員、勤務医、開業医、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含まれます。
- ・「5年以上」とは、それぞれの施設等で休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を2年以上継続し、これらの経験が通算で5年以上であることを要します。

(6) 獣医師法(昭和24年法律第186号)の規定による獣医師の免許を取得した後、青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験を平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に2年以上有する人

**【活動経験について】**

- ・「青年海外協力隊等として海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験」には、日系社会青年ボランティアとしての海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外の民間企業、病院等における獣医師としての活動に従事した経験を含みます。
- ・「2年以上」とは、継続した2年以上の期間であることを要します(留学としての期間は除きます)。

**受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。**

**【育児休業と産前産後の休業の取扱いについて】**

**〈育児休業〉**

- ・育児休業期間は、継続して勤務・活動している期間及び職務経験に含めることはできません。
- ・平成22年7月1日から平成29年6月30日までの間に育児休業を取得した期間がある場合は、勤務・活動を開始した日をその期間の分だけさかのぼることができます。
- (例) H23.11.1~H24.10.31の1年間育児休業を取得→H21.7.1にさかのぼって勤務・活動経験を算入できます。

**〈産前産後の休業〉**

- ・産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間及び職務経験に含めることができます。
- ※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

## ～ 受験資格にかかる経験年数について ～

# エントリーシートを入力する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験は受験できません。また、合格を取り消します。15 ページの「よくある質問」もあわせて確認してください。それ以外の不明な点は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。

### ① 受験資格算入期間・・・平成 22 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで

- ・受験資格算入期間は直近 7 年（平成 22 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで）です。この期間外の経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ・育児休業、産前産後の休業期間の取扱いについては、4 ページを参照してください。

### ② 継続勤務・活動要件・・・それぞれの企業・団体等において 2 年以上継続している勤務・活動

#### 【年数計算の方法】

- ・年数は、勤務・活動を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを 1 年として計算します。  
 (例) H25. 2. 1～H27. 1. 31→→2 年    H23. 9. 7～H26. 9. 6→→3 年
- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを 1 月として計算します。  
 (例) H23. 4. 16～H29. 3. 15→→5 年 11 月  
 ※ 起算日が 30 日又は 31 日で、2 月末日まで勤務していた場合は、2 月末日を応当日前日とみなします。  
 (例) H24. 7. 31～H28. 2. 29→→3 年 7 月
- ・勤務・活動を終了した月において、応当日前日より前に勤務・活動が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が 30 日になる場合は 1 月として計算します。  
 (例) H24. 10. 30～H27. 5. 23… 2 年 6 月 + 24 日 →→ 2 年 6 月  
 H22. 8. 2～H27. 5. 31… 4 年 9 月 + 30 日 →→ 4 年 10 月
- ・2 年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。  
 (例) H23. 8. 1～H25. 6. 30… 1 年 11 月 →→ 0 年
- ・平成 22 年 6 月 30 日以前から 2 年以上継続している勤務・活動については、平成 22 年 7 月 1 日以降の期間に限り職務経験に算入することができます。  
 (例) H19. 4. 1～H24. 3. 31 の勤務・活動 →→ H22. 7. 1～H24. 3. 31 の 1 年 9 月を職務経験に算入可。
- ・連続した 1 月以上の無給の休業期間（産前産後の休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように入力してください。
- ・同じ企業・団体等の勤務・活動の中に 1 月以上の無給の休業期間がある場合、休業期間前後の勤務・活動は継続するものとします。

### ③ 職務・活動経験年数要件・・・①・②を満たす職務・活動経験が通算で 民間企業等での職務経験：5 年以上 又は 国際貢献活動経験：2 年以上

- (例) A 社：H15. 4. 1～H24. 6. 30… 2 年    B 社：H24. 8. 7～H28. 6. 30… 3 年 10 月    2 年 + 3 年 10 月 →→ 5 年 10 月  
 (例) C 社：H17. 5. 7～H25. 8. 6（休業期間 1 月）… 3 年    D 社：H26. 3. 1～H29. 6. 30… 3 年 4 月  
 3 年 + 3 年 4 月 →→ 6 年 4 月    (※ 下記エントリーシート入力例参照)

#### 【エントリーシート入力例】

勤務・活動期間	勤務・活動年数	受験資格該当年数	勤務・活動先など	職務・活動内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
平成 17 年 5 月 7 日から 平成 25 年 8 月 6 日まで	8 年 3 月	3 年 0 月	(株) ○○サービス (H20. 8. 1～H23. 2. 28 ○○商会(株)に出向)	経理部門に勤務し、伝票処理のマニュアルを作成。出向先では財務諸表の作成に携わった (H22. 10. 1～H22. 10. 31 休業)。	正社員
平成 26 年 3 月 1 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで	3 年 4 月	3 年 4 月	(有) ××屋	主任として、在庫管理を担当。△△支店に異動後、経理研修の企画立案を行う。	正社員
受験資格該当年数 (通算)		6 年 4 月	← 平成 22 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの受験資格に該当する勤務・活動年数を通算してください。		

※ 出向等の期間がある場合、出向期間及び出向先が分かるように記載してください (入力例参照)。

### 3 試験の日時、会場及び合格発表

#### (1) 事務

	日時	合格発表日
第一次試験	<b>一般教養、一般論文(※)</b> 9月24日(日) 【着席(予定)】午前8時50分 【試験終了(予定)】午後1時45分 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ※ 第一次試験の合否は、<u>一般教養の結果のみ</u>で決定します。              一般論文は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で実施します。              採点は、第一次試験合格者のみ行います。           </div>	<b>10月10日(火)</b> 午前10時 (予定)
第二次試験	<b>面接Ⅰ</b> 10月21日(土)、22日(日)、28日(土)のいずれか1日を指定(予定)	<b>11月13日(月)</b> 午前10時 (予定)
第三次試験	<b>面接Ⅱ</b> 11月25日(土)、26日(日)のいずれか1日を指定(予定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>最終合格発表</b></div> <b>12月7日(木)</b> 午前10時 (予定)

#### (2) 社会福祉・衛生監視員(獣医師免許所持者)

	日時	合格発表日
第一次試験	<b>一般教養、一般論文(※)</b> 9月24日(日) 【着席(予定)】午前8時50分 【試験終了(予定)】午後1時45分 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ※ 第一次試験の合否は、<u>一般教養の結果のみ</u>で決定します。              一般論文は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で実施します。              採点は、第一次試験合格者のみ行います。           </div>	<b>10月23日(月)</b> 午前10時 (予定)
第二次試験	<b>面接</b> 11月10日(金)～12日(日)のいずれか1日を指定(予定)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>最終合格発表</b></div> <b>12月7日(木)</b> 午前10時 (予定)

#### (3) 土木・建築・機械・電気・造園・環境

	日時	合格発表日
第一次試験	<b>一般教養、専門</b> 9月24日(日) 【着席(予定)】午前8時50分 【試験終了(予定)】午後2時15分	<b>10月23日(月)</b> 午前10時 (予定)
第二次試験	<b>面接</b> 11月10日(金)～12日(日)のいずれか1日を指定(予定) ※ 5分以内の自己PR(プレゼン形式)を含みます(詳細については、第一次試験合格者に通知します。)。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><b>最終合格発表</b></div> <b>12月7日(木)</b> 午前10時 (予定)

## 全区分共通

各試験の 集合時間・会場等	<p>&lt;第一次試験&gt; 集合時間や会場の詳細は、受験票で指定しますので、必ず確認してください。</p> <p>&lt;第二次試験&gt; 日時・会場などは、第一次試験合格者に通知します。</p> <p>&lt;第三次試験&gt;（事務のみ） 日時・会場などは、第二次試験合格者に通知します。</p> <p>※ <u>各試験日時の変更はできません。</u></p>
合格・不合格通知	<p>・第一次試験合格者には、文書で通知します。</p> <p>・第二次・第三次試験受験者には、<u>合否にかかわらず</u>文書で通知します。</p> <p>・通知は、各合格発表日に発送します。</p>
合格発表場所	<p>・市庁舎屋外掲示板（JR 関内駅側）に1週間掲示します。</p> <p>・採用ホームページ「始動。」で掲示板と同じ内容を見ることができます。</p> <p>※ <u>通知書が郵便事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ず掲示板、採用ホームページ「始動。」のいずれかで確認してください。</u></p>

・合否についての電話による問合せは一切お断りします。**人事委員会事務局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。**

## 4 試験結果について

この採用試験の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第32条の規定により口頭で開示請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人が直接来庁してください。  
なお、その際には本人確認を行いますので、第一次試験で配付する受験番号カードを持参してください。

試験	開示請求のできる人 (本人に限る。)	開示内容	開示場所など
第一次試験	第一次試験不合格者	当該試験の総合順位、各試験科目の得点、総合得点及び合格点	開示期間：それぞれの試験の合格発表日から2週間 開示場所：人事委員会事務局任用課 （横浜朝日会館7階：裏表紙参照） 開示時間：8：45～17：15（土日祝日除く。） ※ 第三次試験は、事務のみです。
第二次試験	第二次試験不合格者		
第三次試験	第三次試験不合格者		

※ それぞれの試験で棄権した方（全科目受験していない方）には、試験結果を開示することはできません。

- ◆ 第二次試験不合格者及び第三次試験不合格者並びに最終合格者には、この試験の結果を通知に記載して送付します。
- 第二次試験不合格者及び第三次試験不合格者には、不合格通知に開示内容と同様のもの（当該試験の総合順位、各試験科目の得点、総合得点及び合格点）を記載して送付します。
  - 最終合格者には、合格通知に当該試験の総合順位及び総合得点を記載して送付します。なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

## 5 試験の内容及び出題分野

### (1) 事務

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	一般教養 (択一式)	2時間	公務員として必要な一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験（40問全問解答）
第二次試験	一般論文	1時間	与えられた課題に対する記述式の一般論文（字数750字以内） <u>一般論文は第二次試験科目ですが、第一次試験日に同会場で開催します。採点は、第一次試験合格者のみ行います。</u>
	面接Ⅰ	—	個別面接
第三次試験	面接Ⅱ	—	個別面接

## (2) 社会福祉・衛生監視員（獣医師免許所持者）

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	一般教養 (択一式)	2 時間	公務員として必要な一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験（40 問全問解答）
第二次試験	一般論文	1 時間	与えられた課題に対する記述式の一般論文（字数 750 字以内） 一般論文は第二次試験科目ですが、 <u>第一次試験日に同会場で実施します。採点は、第一次試験合格者のみ行います。</u>
	面接	—	個別面接

## (3) 土木・建築・機械・電気・造園・環境

	試験科目	試験時間	内 容
第一次試験	一般教養 (択一式)	1 時間 30 分	公務員として必要な一般的知識（法律・政治、経済、社会・一般事情、人文科学、自然科学など）及び一般的知能（文章理解、英文理解、判断推理、数的推理、資料解釈など）についての筆記試験（30 問全問解答）
	専門 (※)	2 時間	専門知識についての筆記試験（出題分野は下表【専門科目出題分野】を参照してください。）
第二次試験	面接	—	個別面接、自己PR

※ 専門試験は択一式 30 問全問解答です。ただし、環境区分については記述式 5 問全問解答です。

### 【専門科目出題分野】

試験区分	出 題 分 野
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む。）、造園関連基礎
環境	環境法規、環境に関する一般知識（大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、土壌環境、地盤環境、化学物質対策、上下水道、廃棄物対策、地球環境、自然環境、生物多様性、ヒートアイランド、放射性物質）、環境に関する検査・分析

※ 第一次試験の一般教養・専門の例題及び過去の論文課題を、採用ホームページ「始動。」に掲載しています。

## 6 合格者の決定及び配点

- 第一次試験の合格者は、第一次試験（事務、社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）は一般教養、その他の試験区分は一般教養・専門）の結果により決定します。
- 事務の第二次試験の合格者は、面接Ⅰ及び一般論文の結果により決定します。事務の第三次試験の合格者は、第一次試験及び第二次試験の結果を 9 ページ表に示した点数を満点として換算し、第三次試験（面接Ⅱ）の結果と総合して決定します。
- 社会福祉、衛生監視員（獣医師免許所持者）の第二次試験の合格者は、第一次試験の結果を 9 ページ表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（面接及び一般論文）の結果と総合して決定します。
- その他の試験区分の第二次試験の合格者は、第一次試験の結果を 9 ページ表に示した点数を満点として換算し、第二次試験（面接）の結果と総合して決定します。
- どの試験段階においても、いずれかの試験科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。



		第一次試験		第二次試験		第三次試験	総合点
		一般 教養	専門	一般論文	面接 (事務は面接Ⅰ)	面接Ⅱ	
事務	第一次試験	410		—	—	—	410
	第二次試験	—		100	200	—	300
	第三次試験	15		15	30	600	660
社会福祉、 衛生監視員(獣医 師免許所持者)	第一次試験	400		—	—	—	400
	第二次試験	40		200	600	—	840
その他の 試験区分	第一次試験	300	300		—		600
	第二次試験	30	30		600		660

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

## 7 外国籍職員の担当業務について

外国籍の方が受験を希望する場合は、次の事項を確認してください。

### 1 配属について

**公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。**

#### (1) 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

公権力の行使にあたる業務が含まれる区分と代表的な業務の具体例

<公権力の行使にあたる業務が含まれる区分>

事務、社会福祉、土木、建築、環境

<代表的な業務の具体例>

- 事務 : 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、土地収用、占用許可、立入調査、設備の設置命令、各種規制など
- 社会福祉 : 生活保護の決定など
- 土木 : 都市計画決定、開発規制など
- 建築 : 建築行為の制限など
- 環境 : 各種規制など

#### (2) 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算査定、組織人事労務管理など）が該当します。

### 2 昇任について

横浜市には係長昇任試験制度があり、外国籍の職員も受験できます。

上記の1(1)(2)に該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

## 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合を含む。） 、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として平成 30 年 4 月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。  
 ※ 横浜市的一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの三つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身に付け高めつつ、新しい視点で職場の活性化に取り組む職員）として採用されます。
- (7) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、60 歳に到達した年度の年度末と定まっています。

## 9 給与

対象者	給与月額例（地域手当を含む。）
事務 土木 建築 機械 電気 造園 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22 歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が 6 年、青年海外協力隊経験が 2 年あり、無職の期間 2 年を経て、採用時の年齢が 32 歳の場合 → 2 5 6, 2 4 4 円</li> <li>・ 22 歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が 10 年あり、採用時の年齢が 32 歳の場合 → 2 6 1, 1 1 6 円</li> <li>・ 22 歳で大学を卒業し、民間企業における正社員の職務経験が 18 年あり、採用時の年齢が 40 歳の場合 → 3 0 2, 5 2 8 円</li> </ul>
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22 歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が 10 年あり、採用時の年齢が 32 歳の場合 → 2 7 9, 9 0 8 円</li> <li>・ 22 歳で大学を卒業と同時に社会福祉士に登録後、正規職員として児童福祉施設における職務経験が 18 年あり、採用時の年齢が 40 歳の場合 → 3 3 0, 6 0 0 円</li> </ul>
衛生監視員 (獣医師免許 所持者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 歳で 6 年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が 8 年あり、採用時の年齢が 32 歳の場合 → 2 8 4, 5 4 8 円</li> <li>・ 24 歳で 6 年制大学を卒業と同時に獣医師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が 16 年あり、採用時の年齢が 40 歳の場合 → 3 3 2, 6 8 8 円</li> </ul>

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

平成 29 年 4 月現在の初任給の目安は上表のとおりです。なお、個々の採用前の職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は 339,880 円となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

## 10 勤務時間及び休暇等

### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。職種や配属される職場によっては、早番・遅番・土日勤務・夜間勤務・24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

### (2) 休暇

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

※ 上記内容は、平成29年4月1日現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

## 11 その他

- (1) 申込書・エントリーシート提出後の試験区分の変更は認めません。
- (2) 問題は活字印刷文による出題です。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (5) 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず7月28日（金）午後5時15分までに電話・FAX等で相談してください。
- (6) 集合時間（着席時間）を過ぎた場合は受験ができません。ただし、鉄道の不通・遅れによる場合は、受験を認める場合があります。
- (7) 第一次試験当日の持ち物は、次のとおりです。
  - ア 受験票（表面に必ず写真を貼ってください。）
  - イ シャープペンシル（HB又はB、0.5mm芯）又は鉛筆（HB又はB）
  - ウ プラスチック消しゴム
- (8) 携帯電話等の通信機器を試験時間中に発着信又は操作することは禁止します。携帯電話の電源は必ず切ってください（時計としての使用も不可。）。スマートウォッチも使用できません。
- (9) 試験会場への自家用車・バイク・自転車等の乗り入れはできません。
- (10) 試験会場内は全て禁煙です。
- (11) 試験教室内の室温の調整には留意しますが、空調の体感温度には個人差がありますので、温度調節のできる服装でお越しください。
- (12) 試験教室には時計がありません。時計は必要に応じて各自で持参してください。
- (13) 台風・地震など非常時のお知らせや、試験当日の注意事項がある場合には、採用ホームページ「始動。」でお知らせしますので、御確認ください。

## 12 申込方法 申込みはインターネットで行ってください。

- ※ 複数の申込みはできません。複数の申込みの場合、最初に到達したもの以外は無効とします。
- ※ 申込み後の試験区分の変更は、一切できません。
- ※ お使いのパソコンで申込手続きが可能か確認できます。6月28日(水)午前9時00分～7月4日(火)午前10時00分に「横浜市電子申請サービス」へアクセスし、横浜市職員(社会人)採用試験【動作確認】から確認してください。
- ※ 申込締切直前は、回線が大変混雑します。システム機器の保守点検等により、インターネット申込受付期間中でも一時的に利用できない場合がありますので、余裕を持って申し込んでください。  
なお、使用されるパソコンや通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。また、電子申請サービスの入力は、操作されない時間が60分を超えるとタイムアウトになりますので、エントリーシートの入力に当たっては、あらかじめ記載する事項の準備をしておくなどして、タイムアウトにならないように注意してください。

申込方法	<p><b>【手順】</b></p> <p>1 利用環境の確認</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申込みをした方には、横浜市電子申請サービス上で受験票を発行します。 この受験票を印刷するために、プリンターと Adobe Acrobat Reader DC が必要になります。</li><li>・ パソコンの機種やブラウザなどの動作環境については、ホームページを確認してください。</li></ul> <p>2 横浜市電子申請サービスへの登録</p> <p><u>登録の際に取得したIDとパスワードは必ず控えておいてください。IDとパスワードを忘れてしまうと、申込み及び受験票のダウンロードができません。</u></p> <p>3 横浜市電子申請サービス上での申込み</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 横浜市電子申請サービスにログインし、申請を行う手順を検索し、選択します。</li><li>・ 試験区分を選択した後、必要事項を入力します。</li></ul> <p>※ <u>入力フォームは、1ページから3ページまであり、1ページ目が申込書、2ページ目から3ページ目がエントリーシートになっています。エントリーシートの入力は、13ページの【エントリーシート入力についての注意点】をよく読んだ上で行ってください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>入力内容及び指定の文字数・行数に収まっていることを確認した後、「送信」ボタンをクリック</u>します。</li><li>・ [状況照会]の取扱状況に「到達」の文字が表示されたことが確認できれば、申込完了です。<u>申請後は、入力した内容及びエントリーシートの修正はできませんので注意してください。</u></li><li>・ 登録したメールアドレスに申請の到達をお知らせするメールが送信されます。</li></ul> <p>4 受験票の発行</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 受験票は、PDFファイルとして発行します。</li><li>・ このPDFファイルは、9月5日(火)以降に横浜市電子申請サービスの個人画面に添付する予定です。<b>9月8日(金)を過ぎても添付ファイルがない場合は、人事委員会事務局任用課に問い合わせてください。</b></li><li>・ 受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚(縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に試験区分・氏名を記入)を貼って、第一次試験当日に持参してください。</li></ul>
------	--

## 【エントリーシート入力についての注意点】

### ※ エントリーシートは、入力フォームの2ページ目から3ページ目です。

エントリーシートは面接の参考資料になります。

入力にあたっては、以下の注意事項をよく読んでください。

① 指定の文字数・行数を超えて入力すると出力時に表示されないため、必ず指定の文字数・行数に収まるように入力してください。

② 各欄について

試験区分 : 受験する試験区分の名称が入力されているか確認してください。

氏名 : 表示されている氏名に誤りがないか確認してください。

年齢 : 平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢が表示されているか確認してください。(年齢は、申込書(入力フォーム 1 ページ目)に入力した生年月日から自動計算されます。)

学歴 : 直近 2 つの学歴を入力してください(学校名、学部・学科名が長く入りきらない場合は、略称若しくは途中までの表記で可。)

これまでの職務・活動経験

: 古いものが上になるように入力してください。

受験資格に該当する職務・活動経験は必ず入力してください。2 年未満のものは経験年数に算入できません。

全ての職歴を入力できない場合は、受験資格に該当する職務・活動経験を優先して入力してください。

資格・免許 : 主な資格・免許等について入力してください。

社会福祉区分、衛生監視員(獣医師免許所持者)区分の申込者は、受験資格に該当する資格・免許等を必ず入力してください。

セールスポイント : 簡潔に入力してください(複数可)。

改善したいところ : 簡潔に入力してください(複数可)。

自己啓発活動 : 簡潔に入力してください(複数可)。

趣味・特技 : 簡潔に入力してください(複数可)。

「志望理由」 : 180 字以内、4 行以内で簡潔に入力してください(簡条書きでも可)。

「自己PR」 : 300 字以内、7 行以内で具体的に入力してください(簡条書きでも可)。

③ エントリーシート提出後の入力内容の変更は認めません。試験区分や受験資格等の項目で確認が必要であると判断した場合は、こちらから連絡します。

**エントリーシートを入力するときは要注意!!**

**申込時に入力するエントリーシートは、申込完了後、修正は一切できません。**

**なお、指定の文字数・行数を超えて入力し、**

**出力時に表示されない部分がある場合も修正は一切できません。**

**申し込む前に入力内容及び指定の文字数・行数に収まっていることを必ず確認してください。**

※ やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合、あらかじめ紙の申込書が必要となりますので、次の手順により人事委員会事務局任用課へ請求してください。

- ・ 申込書の請求期限… 7月18日（火）消印有効
- ・ 申込期間… 7月12日（水）～7月28日（金）消印有効

- 1 A4判の書類が入る大きさ（角型2号）の返信用封筒を用意する。
- 2 返信用封筒（角型2号）の宛先に自分の郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手（450円分）を貼り、表面余白に「簡易書留」と大きく朱書きする。
- 3 返信用封筒を別の封筒に入れ、宛先左横に赤い字で「横浜市職員（社会人）採用試験【試験区分】申込書請求」と記載する。裏面には自分の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載する。

例：「横浜市職員（社会人）採用試験【事務】申込書請求」

※ **確実な郵送のため、請求用封筒及び返信用封筒は、必ず「簡易書留」扱いにしてください。**普通郵便等で郵送した場合の事故等については、一切責任を負いません。

※ 請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、御注意ください。

<宛先> 横浜市人事委員会事務局任用課

〒231-0021 横浜市中区日本大通 15 横浜朝日会館 7階

## よくある質問

	Q	A
申込みについて	スマートフォンでも申込みはできますか。	スマートフォンでの申込みはできません。必ずパソコンで申込手続を行ってください。
	契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いは。	例えば6か月ごとの雇用契約であった場合、同じ企業・団体等に継続して2年以上勤務していれば、経験年数としてカウントできます。ただし、契約更新までに期間が空くなど継続していない場合は、同じ企業・団体等に勤務していても通算できません。
	同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の経験年数の取扱いは。	週30時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
	受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。	受験資格を満たしていれば、受験は可能ですが、最終合格後に職歴の証明のために、雇用期間と一週間の勤務時間が分かる書類が必要になります。提出が必要な書類については、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。
	社会福祉区分希望で「相談援助業務」が主ではなく、別の業務を主務としてやっていますが、「職務経験」として通算可能ですか。	社会福祉区分では、相談援助に関する職務経験を受験資格としています。 日常的な業務の一つとして、相談援助業務を行っていたことが職歴証明書で証明ができれば可能です。証明ができなければ、最終合格しても採用されません。
	出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか。	職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。
	会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
試験について	受験に際して、居住地、出身校、性別、職歴、本市以外の転職活動状況(併願状況)などによる有利・不利はありますか。	採用試験の可否は試験の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。
	身体に障害がありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか。	身体に障害等があり、試験当日に車いすを使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず7月28日(金)午後5時15分までに電話等で相談してください。
	面接の日程を変更することはできますか。	第二次試験、第三次試験の日程を変更することはできません。指定された日に受験してください。
合格後について	職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか。	最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は、合格を取り消します。提出する職歴証明書には、法人名(団体名)、代表者名、社判(団体印)、勤務期間(活動期間)、休憩時間を除いた1週間の勤務時間(活動内容)などの記載が必要です。 ※( )内は、国際貢献活動の経験者などが該当します。詳しくは最終合格後に通知します。
	自営業の場合は、何を提出すればよいですか。	事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類を用意し、人事委員会事務局まで問い合わせてください。
	前職の経験が活かされる配属となるのですか。	配属にあたっては、これまで培ってきた知識、経験等を活かした職務をはじめ、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に配置されます。したがって、最終合格後に希望を述べることはできませんが、必ずしも希望どおりの配属となるわけではありません。

受験手続その他採用試験に関するお問合せは・・・

# 横浜市人事委員会事務局調査任用部任用課

〒231-0021 横浜市中区日本大通 15 横浜朝日会館 7 階

TEL 045 (671) 3347~8 FAX 045 (641) 2757

採用試験情報の最新情報は、採用ホームページ「始動。」で検索！！

<http://www.city.yokohama.lg.jp/jinji/saiyou.html>

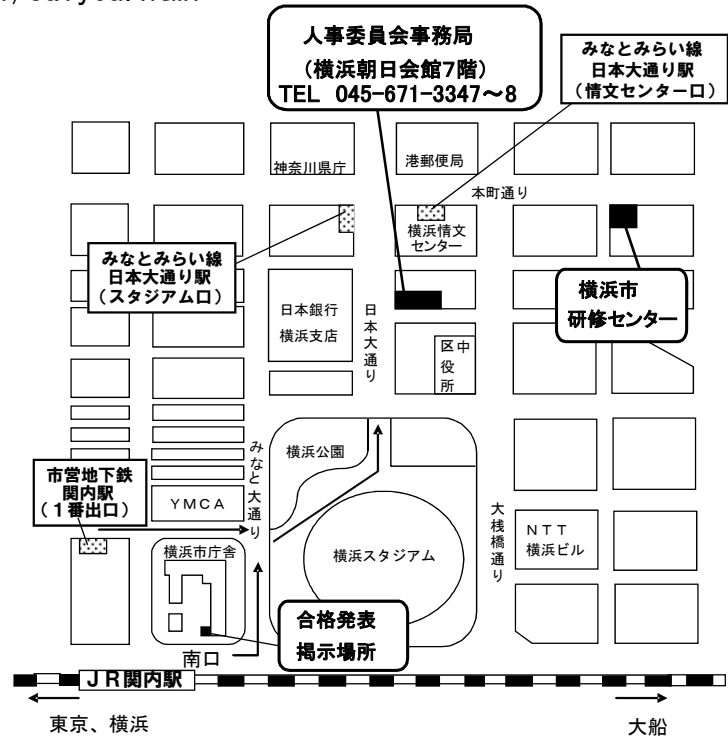
## 〔横浜市庁舎周辺図〕

### 横浜市庁舎

- JR 関内駅南口下車徒歩約 1 分
- 市営地下鉄関内駅下車徒歩約 3 分
- みなとみらい線日本大通り駅  
(スタジアム口・情文センター口)  
下車徒歩約 10 分

### 人事委員会事務局 (横浜朝日会館 7 階)

- みなとみらい線日本大通り駅  
(スタジアム口・情文センター口)  
下車徒歩約 3 分
- JR・市営地下鉄関内駅下車徒歩約 10 分  
朝日新聞横浜総局のあるビルの 7 階です。



## 平成 28 年度実施結果

試験区分	第一次試験 受験者(人)	第一次試験 合格者(人)	第二次試験 合格者(人)	最終合格者 (人)	競争率 (倍)
事務	1,149	349	112	52	22.1
社会福祉	69	36	—	20	3.5
土木	68	57	—	29	2.3
建築	43	40	—	11	3.9
機械	32	27	—	10	3.2
電気	50	37	—	8	6.3
造園	19	8	—	4	4.8
環境	72	26	—	10	7.2
衛生監視員 (獣医師免許所持者)	12	12	—	4	3.0

横浜市人事委員会事務局調査任用部任用課 平成 29 年 5 月発行